

佐久穂町の商工業関連支援制度（2023版）

（助成制度等は変更になる場合があります。最新情報は各機関にご確認ください）



事業者振興

商工業振興助成金

※助成額の上限、要件等ございます

町内事業者の人材育成等の支援、義務化が見込まれるハサップ等の取得促進、新規顧客獲得等の販路拡大への支援を目的に、左記費用について助成します。事業拡大、社内投資へのチャレンジを応援します。

- 従業員等（代表者、役員等含む）が業務に必要な資格がある… **受験料**の一部を助成（上限2万円）
 - ハサップ等の認証取得が必要になってきた… **取得費用**の一部を助成（上限10万円）
 - 自社で勉強会を行いたい… **会場使用料や講師謝礼**の一部を助成（上限3万円）
 - 新製品をPRしたい、新たな顧客層を獲得したい… **販促等の費用**の一部を助成（上限10万円）
- 国制度「小規模事業者持続化補助金（町で上乘せ）」もあります（窓口：商工会）



雇い入れ

期間延長

商工業雇用促進助成金

※各種要件等、補助額上限ございます

新卒・中途採用を問わず、町外在住者の雇用についても助成します。助成金の用途は定めませんので、企業様の裁量でご活用いただけます。（例：従業員が抱える奨学金への補助や、採用活動の拡充など）

雇用促進助成金の概要

対象雇用期間	事業主等、対象労働者の要件		助成額
2020年4月1日 から 2025年3月31日 ※期間延長	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上の継続雇用 ・社会保険等完備 ・雇用日6ヶ月前事業主都合解雇なし ・町税の滞納がない ・労働関係法令違反がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用時点60歳未満 ・事業主の3親等以内の親族でない ・同様の事業主（関連会社含む）に3年以内に雇用されていない 	町内在住従業員 30万円 町外在住従業員 10万円

- 申請 ⇒ 報告 ⇒ 助成金交付 となり、実際の交付は1年の継続雇用確認後となります。
- 厚生労働省（ハローワーク等）の既存雇入れ助成金制度と併用可能



設備投資

中小企業等経営強化法に基づく 税制優遇

町の認定を受けた「先端設備等導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、**該当する償却資産にかかる固定資産税が軽減**となります。（国補助金優先採択等がある場合も）

【佐久穂町 導入促進基本計画】

- ◆ 計画期間 2018年6月19日から5年間
計画期間延長 2023年4月1日から2年間
- ◆ 対象となる中小企業者
中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する「中小企業者」が対象です。

その他

長野県、町の制度資金（融資時の保証料補給）

県や町の制度資金ご利用の場合、保証料の一部を補給しています。※町特別経営安定対策資金は利子補給あり

企業支援条例、企業誘致条例

工場等の増設や移設についてご活用いただけます。事前にご相談ください。

新型コロナウイルス関連

国県補助制度は期限があります。商工会・役場までご相談ください。

創業関連の支援制度

町内で創業、創業予定の方を応援します！

- 町では、「創業支援事業計画」に基づき創業・企業を支援しています。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画 2018/4/1～10年間※期間延長)
- これは町内で創業(創業から5年以内)、創業予定の方の事業を、主に相談窓口の拡充や、創業に必要な知識等を習得する機会などを町と商工会で提供し支援するもので、下記の補助金制度もご利用いただけます。

佐久穂町役場、商工会で行う創業支援事業の概要



※各種優遇措置等は変更になる場合がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

名称	内容	担当ほか
① ワンストップ相談窓口	創業に関する相談を受け、各種情報提供や紹介を行います。	佐久穂町商工会、役場 産業振興課 商工観光係内 で常設
② 創業塾	創業に必要な知識や心構え、財務等に関する実務的な内容も含めたセミナーです。	開催時期は調整中ですが、経験豊かな中小企業診断士等を講師に予定しています。

この ①②に相談・受講し、町の認定を受けた方は、下記のメリットがあるとともに、町の補助金制度が利用できます。

- 1) 登記にかかる登録免許税の軽減
- 2) 創業関連保証の対象期間の前倒し
- 3) 新創業融資制度(日本政策金融公庫)での優遇
- 4) 厚労省の実施する生涯現役起業支援助成金の対象者に該当

佐久穂町の創業関連補助金制度の概要

※創業計画書をはじめとする各種書類の提出、商工会への加入が必要です。

名称	内容	補助金額等
空き店舗等賃料補助	空き店舗や空き家を借りて創業する場合に賃料の一部を補助します。	・創業の日から5年間 ・賃料月額の1/3以内、上限3万円
空き店舗等改修費用補助	空き店舗や空き家で創業する場合に、改修費用の一部を補助します。	・対象経費の1/2以内、上限30万円(1回限り)
初期投資支援事業	新規で店舗等を建設し創業する場合の設備等の導入に係る経費の一部を補助します。	・対象経費の1/2以内、上限30万円(1回限り)とし、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1項第4号に規定する償却資産を対象とする。

＜ お問合せ：役場 産業振興課 商工観光係 0267-86-1553、佐久穂町商工会 0267-86-2275、88-2215 ＞

中小企業向け
各種相談窓口

長野県中小企業振興センター ☎ 026-227-5803
長野県よろず支援拠点 ☎ 026-227-5875

起業・創業から事業承継、経営課題に関する様々な相談が可能です。専門家も含め解決に向け支援します。

<https://www.icon-nagano.or.jp>

ビーなび信州